

令和6年3月6日

大阪府立伯太高等学校長

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に基づく、役務請負契約の発注見直しについて

イ 契約の内容

大阪府立伯太高等学校 除草・低木剪定業務

期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

□ その他

本件発注は、発注業務にかかる予算が大阪府議会において議決され、その予算の執行が可能となることにより、行うものとする。